



海洋石油ガス開発事業における“Knock for Knock” 責任条項の概要

執筆者: Mark Tudor、紺野 博靖、大槻 由昭

“Knock for Knock” (省略して“K4K”と表記されることがあるので、本ニューズレターでも以下「K4K 条項」と呼ぶ。)は、海洋石油ガス開発事業において一般に用いられている取り決めである。この概念は、ある重大な事故が生じた後に当該重大事故によって生じた経済的損失や費用を関係当事者(或いはそのコントラクター)が負担すべきか否かを争う紛争の局面において、しばしば関係者の注目を集める。

K4K とは何か？

K4K 条項は、通常、契約中の契約両当事者の相互補償(mutual indemnities)の条項の中に組み込まれる。K4K 条項にはいくつかのバリエーションがあるが、基本的なコンセプトは、当事者 A が、他方当事者 B に対する以下を理由とする第三者からのクレームのリスクを負担し、かかるクレームについて他方当事者 B を補償するという内容である：

- ① 当事者 A の従業員の死亡または傷害、及び
- ② 当事者 A の資産(当事者 A の掘削リグや浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備(通称 FPSO)などが含まれ得る。)の滅失または毀損。

当事者 B も、同じように、他方当事者 A にその旨約することになる。

上記のような一方当事者の他方当事者に対する補償の約束は、当事者自身のみならず、その「グループ」に属する従業員および資産を全て代表して行われるのが通常である。当事者の「グループ」に含まれる人および会社の範囲は、契約において定義がされるが、当該当事者のサブコントラクターや関連会社、それらの従業員、役員および派遣社員の全てが含まれるのが一般である。当事者は、その「グループ」に関する全てのクレームを補償する責任を負うことになるから、定義条項にある「グループ」の範囲は注意深くドラフティングすることが大切である。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

海洋石油ガス開発事業にあまり馴染みのない方に驚かれる特徴としては、責任を割り当てる上で、各当事者およびその「グループ」について、相手方の「過失」にかかわらず、単純に、その人と当事者との関係や当該資産の所有関係によって責任が決まるといふ点にある(ただし、後述のとおり、契約上合意される例外や適用法令による制限はある。)

典型的な K4K 条項の内容

K4K 条項による補償範囲を変更するために追加の文言が加わることがある。通常、相手方(当事者 B)の過失や法令または契約違反にかかわらず、当事者 A の当事者 B に対する補償が適用される旨を定めるための条項が加えられる。更に、被補償者の悪意または重過失を理由とするクレームも補償対象に含めるために表現が加えられることもある。そのような場合、関連する保険(もしあれば)による保障が、悪意または重過失による傷害や損害のどの範囲までをカバーするか理解しておくことが重要である。補償の強制力という点では、適用法令との関係でこれらの条項の強制執行可能性(enforceability)が吟味されなければならない。例えば、公序良俗の問題として、ある国では、抑止策又は処罰として意図された刑罰や懲罰について他者から補償を受けることを許さない場合がある。

メキシコ湾マコンド事故の訴訟は、公序良俗の要請が、契約に明記された条項内容に優先することになった一つの例である。オペレーターであった BP は、米国海事法を準拠法とする掘削業務契約において、海水面下における汚染リスクについて、掘削リグ Deepwater Horizon の所有者である Transocean に対し補償することを契約上合意していた。当該補償は、Transocean に重過失が認められる場合でも適用されることになっていた。Transocean は、(i) Transocean の重過失による第三者への損害賠償責任、(ii) 第三者の Transocean に対する懲罰的損害賠償責任、及び(iii)米国水質汚染防止法の義務違反を理由とする Transocean に対する民事制裁金について、BP から補償を受けることを求めている。ルイジアナ州の裁判所は、事実関係の審理には入らず、法律判断を示し、仮に Transocean が海水面下の汚染を生じさせるような重過失を犯したとして、公序良俗の要請は、Transocean が補償条項に基づき損害賠償責任(懲罰的損害賠償責任を除く)について BP から補償を受けることは妨げない、と決定した。上記(ii)及び(iii)の点については、当該裁判所は、懲罰的損害賠償責任及び民事制裁金の制度目的はコントラクター自身の行動を抑止し、その行動に影響を及ぼすことにあるから、Transocean がそれらの負担を BP により補償されることを許すことは公序良俗に反するとした。

なぜ石油ガスの開発プロジェクトに K4K 条項が使われているのか？

海洋石油ガス開発事業において K4K 条項を適用する理由としては、巨大な損害額と過失責任の原則を適用することのコストや実務上の困難性があげられる。オペレーターは、通常、多くのインターフェイスやサブコントラクターを並行的に使用して作業を実施している場合が多く、(a)オペレーターおよびそのサブコントラクターの全従業員の死亡および(b)その資産の喪失又は毀損に対してそれぞれ保険を手配することは、保険の重複を生じることになる。これは経済的にも非効率であり、かかる保険のコストは、関連するサブコン契約において、結局はオペレーターにその負担が帰属することになり、プロジェクトにとって過剰な負担にもなる。さらに、ある一つの遅延が海洋プロジェクトに及ぼす重大な悪影響を考えると、責任がどのように分配されるのかがあらかじめ予測できることが好ましい。たとえば、損害がいずれの当事者の過失によって生じたものであるかの調査やその後続く保険会社との紛争・訴訟が解決されない限りプロジェクトを回復させるための保険金が支払われないとすると、重大な遅延が惹起されることになる。

契約交渉における留意点

石油ガスの開発に関する契約を締結しようとする会社は、契約交渉において契約条項のドラフティングを正確に行い、結果的に無制限の責任を負うことに繋がるような各条項間の「隙間」を作らないよう、K4K 条項の範囲および条件を十分理解することが重

要である。また、相手との交渉でそのような「隙間」が埋まらない場合には、保険により手当することも重要である。



マーク チューダー
Mark Tudor

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
m.tudor@jurists.co.jp

1998年に英国法の弁護士資格を取得し、国際的な法律事務所のロンドン、シンガポールおよび東京オフィスにて勤務。その間に、日本の資源関連企業に出向した経験を有する。当事務所に参画する直前は、シンガポールを拠点とするエネルギーサービス企業の上級法律顧問を務めていた。

Tudor弁護士の専門分野はエネルギーおよび資源であり、世界中の資源関連のプロジェクトへの法的助言の経験を有する。

*外国法共同事業を営むものではありません。



こんの ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.konno@jurists.co.jp

2007年ニューヨーク州弁護士登録。2014年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012年-2015年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出戦略企画室出向。その間「LNG国際市場可能性調査」「アジアレアアース調査」のリーダーも務める。2010年-2012年ブリスベンのクレイトン・ユッツ法律事務所Energy & Resources部門出向。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.otsuki@jurists.co.jp

2012年ニューヨーク州弁護士登録。2015年から 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「メキシコの石油天然ガス開発プロジェクトの最近の動向について」「経営判断の原則活用の観点からJoint Operating Agreementを考えてみる」、セミナー講師として、モザンビークの政府職員に対する鉱業契約のセミナー、石油鉱業連盟の基礎講座等。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。